



交通いわて

第121号 平成29年4月

● 発行所 ●
 一般社団法人 岩手県交通安全協会
 岩手県盛岡市天神町 11 番 1 号
 TEL (019) 652-4597
 FAX (019) 652-4599
<http://iwateken-ankyoo.jp/>



交通安全子どもこいのぼり掲揚 (気仙)

春の全国交通安全運動

実施期間 平成29年4月6日(木)から4月15日(土)までの10日間
 スローガン 「おともだち むこうにいても みぎひだり」

交通事故死ゼロを目指す日

平成29年4月10日(月)
 国民一人一人が、交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって交通事故をなくしましょう。

平成28年中の交通事故発生状況

	件数	死者数	傷者数
平成28年	2,373	73	2,971
平成27年	2,560	80	3,220
増減数	-187	-7	-249
増減率	-7.3%	-8.8%	-7.7%

●交通死亡事故の主な特徴

- ・発生時間帯別では、午後4時から午後6時までの発生が多い。
午後4時～6時の死亡事故 17件(+1件)
- ・発生道路別では、国道での発生が多い。
特に国道4号線での死亡事故 8件(+3件)
- ・年齢別では、65歳以上の高齢者の死者が多い。
高齢者の死者数 49人(+2人)
- ・事故類型別では、車両相互の死者が多い。
車両相互 29人(+5人)

正しい交通ルールを守る県民運動

期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間
運動の基本	「高齢者と子どもの交通事故防止」「被災地域の交通事故防止」

なお、第10次岩手県交通安全計画では、平成32年までに年間の「死者数50人以下」「交通事故発生件数1,900件以下」「死傷者数2,400人以下」とする目標を掲げています。

重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ● ライトの早め点灯・反射材用品等の着用 ● スピードダウンの徹底 ● 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用 ● 飲酒運転の根絶 ● 自転車の安全利用の推進
------	---

推進主体	推進事項
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時や夜間外出時、特に9月以降は、日没が日に日に早まることを自覚し、高齢者を始め家族全員が反射材用品等の着用を習慣付ける。 ○ 道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合は、明るい場所や見通しの良い場所を選び、左右の安全確認を徹底し、無理な横断はしないことなど横断時の安全確認について声かけをする。 ○ 自動車運転者には、夕暮れ時のライト早め点灯や原則上向きライト走行(ハイビーム走行)を呼びかける。 ○ 車も自転車もスピードが出るほど危険性が増すことを認識し、市街地や交差点、カーブ等におけるスピードダウンを行い、安全なスピードで走行するよう注意し合う。 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用の必要性と効果について家族で話し合い、後部座席においても正しく着用する。 注：妊娠中であっても、母体と胎児を守るため、医師の指導を受けながら正しい着用を努める。 ○ 飲酒運動の危険性を家族で話し合い、「飲酒運転4(し)ない運動」を実践し、家族から飲酒運転に関与する人を出さない。 ○ 交通ルールや自転車の正しい乗り方を家族で習得するとともに、児童・幼児を自転車に乗車させるときのヘルメット着用や反射材を含む自転車の点検整備を確実にを行う。 ○ 自転車利用者が加害者となり損害賠償を請求されるケース等を話し合い、T Sマーク(※1)等の各種保険制度を理解の上で加入・更新する。
地域・職場・学校では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全教室や各種行事、学校でのホームルーム等を活用して、反射材用品等の効果について周知し、普及・着用を促進する。また、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用を徹底する。 ○ 安全運転管理を徹底し、ゆとりのある運転計画を立て、スピードの出し過ぎ「しない」「させない」を徹底する。 ○ 職場内における朝礼・会議等を利用して交通安全啓発を行う。また、自動車運転者には、夕暮れ時のライトの早め点灯、夜間の原則上向きライト走行を呼びかける。 ○ 飲酒運転の危険性と反社会性について従業員等に指導するとともに、ハンドルキーパー運動(※2)を周知し、飲酒運転を絶対にさせない。 ○ 毎月8日の自転車安全指導の日を中心に、子どもや高齢者に自転車安全利用五則や左側通行などの正しい自転車の乗り方を指導する。 ○ 自転車講習会へ積極的に参加するとともに、各種保険制度への加入など自転車安全利用意識の向上に努める。 ○ 自転車の事故事例を教示しながら、ヘルメット着用の必要性を周知する。
関係機関・団体では	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライトの早め点灯、夜間の原則上向きライト走行、反射材用品等の着用などの模範的な交通行動を示す。 ○ 街頭活動を通じて、反射材用品を高齢者を始めとする歩行者・自転車に直接貼り付けるなど、その普及・着用を促進する。 ○ 農作業車両及び積荷への反射材用品の装着を促進する。 ○ スピードがもたらす危険性等の啓発活動を推進し、スピードダウンの気運を醸成する。 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用は法律で定められていることを周知するとともに実技講習会等で正しい装着方法を教え、着用を徹底させる。 ○ 各種広報や行事を活用して、飲酒運転に伴う運転者・同乗者・酒類提供者等に対する処罰規定を周知し、ハンドルキーパー運動(※2)やアルコール検知器の活用を促進し、飲酒運転の根絶を図る。 ○ 自転車に乗りながらの携帯電話、ヘッドホン等の使用などの禁止行為を定めた法令や自転車安全利用五則などにより、自転車利用時の交通ルールの周知と交通マナーの向上を図る。 ○ 自転車利用者が加害者となり、損害賠償を請求されることがあることから、各種保険への加入・更新と適切な点検整備が重要であることを周知する。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時には、歩行者や他の車両に自車の存在を知らせるため、ライトを早めに点灯(雨天・曇天等の天候不良時のライト点灯を含む)し、夜間は、こまめにライトを切り替える原則上向きライト走行を励行し、早めに歩行者・自転車を発見することにより交通事故の防止を図る。 ○ 時間にゆとりを持った早めの出発と、長距離を運転するときは無理のない運転計画でスピードの出し過ぎを防止する。 ○ 雨や積雪・凍結などの交通環境に応じた適正なスピードダウンによる安全運転を実践し、スリップ事故を防止する。 ○ 同乗者の安全を守る責任があることを自覚し、シートベルトを自ら正しく着用するとともに、後部座席を含めた全ての同乗者にシートベルト・チャイルドシートを正しく着用させる。 ○ 飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転は絶対にしない。 ○ 運転中に携帯電話等を操作することは、注意力が散漫になったり、運転操作を誤るおそれのある危険な行為であると認識し、いわゆる「ながらスマホ」はしない。 ○ 横断歩道は、歩行者が優先であることを自覚し、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止して歩行者を先に通行させる。 ○ 信号機や横断歩道のない交差点でも、横断しようとする歩行者がいる場合は、歩行者の横断を妨げないようにする。
自転車利用者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車も車両であることを再確認し、交通ルールを遵守し、交通マナー向上とT Sマーク(※1)等の保険加入・更新と適切な点検整備に努める。 ○ 歩道通行時は歩行者優先であることを自覚し、歩行者の通行を妨げるときは必ず一時停止する。 ○ 自転車運転中の携帯電話等は、注意力が散漫になったり、運転操作を誤るおそれのある危険な行為であることを認識し、いわゆる「ながらスマホ」はしない。 ○ ヘッドホンやイヤホンを使用して音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音や声が聞こえないような状態で自転車を運転しない。
歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時や夜間外出時には、反射材用品等を着用する。 ○ 道路を通行する者の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーの向上が必要であることを再確認する。 ○ 道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合は、明るい場所や見通しの良い安全な場所を選び、左右の安全確認を徹底し、無理な横断はしない。 ○ 特に高齢歩行者は、夕暮れ時や夜間の外出を控え、夜間に及ぶ際は、明るい服装と反射材用品等を着用するほか、加齢による身体の機能の変化を認識し、車両との距離を十分にとり、または、車両が停止したのを確認して安全に横断する。 ○ 携帯電話等の画面を見ながらの歩行は、注意力が散漫になり、周囲を巻き込んでの事故となるおそれがある危険な行為であることを認識し、いわゆる「歩きスマホ」はしない。

※1 T Sマークは自転車安全整備店で点検・整備を受けると自転車に貼られるマーク(有効期間1年)で、賠償責任保険と傷害保険が付帯されている。

※2 自動車で飲食店等に行く場合、飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人は酒類を飲まず、仲間を安全に自宅まで送り届けるという運動のこと。

平成29年度交通安全競技会 講習会開催予定

第50回交通安全子供自転車岩手県大会



- 開催日時** 平成29年6月19日(月)
- 開催場所** 岩手県営運動公園内「交通公園」
- 競技内容** 学科テスト、実技テスト(安全走行テスト、技能走行テスト)
- チーム編成** 小学校単独チームとし、児童4名(学年別、男女別は問いません。)で編成、2チームまで参加可能とし、さらに4名までオープン参加できます。
- 申込方法** 参加を希望する小学校は、各地区交通安全協会へ申し込み下さい。
※優勝校は8月9日(水)に東京ビッグサイトで開催される全国大会に本県代表として出場します。

第49回二輪車安全運転岩手県大会



- 開催日時** 平成29年7月16日(日)
- 開催場所** 岩手県自動車運転免許試験場
- 競技内容**
 - 競技種目
 - 法規履行走行、技能走行(コーナーリング、制動など7課題)
 - クラス別、排気量等
 - 一般Aクラス…400cc以下 一般Bクラス…401cc以上
 - 女性クラス…50cc以下 高校生等クラス…50cc以下
 - 競技車両
 - 持ち込み車両を使用。なお、女性クラス、高校生等クラスの希望者には原付バイクを準備します。

申込方法 参加を希望される方は岩手県交通安全協会へ申し込み下さい。
申込書は、岩手県交通安全協会、各地区交通安全協会、二輪販売店に準備しています。
※各クラスの成績優秀者は、8月5日(土)・6日(日)に鈴鹿サーキットで開催される全国大会に本県代表として出場します。

グッドライダーミーティング岩手



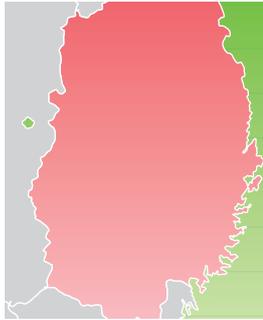
- 開催日時**
 - ①平成29年5月14日(日)
 - ②平成29年7月2日(日)
 - ③平成29年9月17日(日)
- 開催場所** 岩手県自動車運転免許試験場
- 参加資格** グッドライダー・防犯登録制度に加入している方
- 使用車両** 参加者の持ち込み車両を使用
- 申込方法** 参加を希望される方は最寄りの二輪販売店へ申し込み下さい。
- 受講料** 1,100円(昼食代、保険料含み)

季節運動

- 春の全国交通安全運動 …… 4月6日(木) から 4月15日(土) までの10日間
- 交通事故死ゼロを目指す日 …… 4月10日(月)
- 自転車の安全利用推進期間 …… 5月8日(月) から 5月17日(水) までの10日間
- 夏の交通事故防止県民運動 …… 8月1日(火) から 8月10日(木) までの10日間
- 秋の全国交通安全運動 …… 9月21日(木) から 9月30日(土) までの10日間
- 交通事故死ゼロを目指す日 …… 9月30日(土)
- 高齢者の交通事故防止県民運動 …… 10月17日(火) から 10月31日(火) までの15日間
- 冬の交通事故防止県民運動 …… 12月1日(金) から 12月10日(日) までの10日間

毎月行う交通安全活動の日

- 岩手県交通安全の日(毎月1日) ●岩手県自転車安全指導の日(毎月8日) ●岩手県シルバー交通安全指導の日(毎月17日)



北から南から

～ 県内から交通事故をなくすために～




盛岡
飲酒運転撲滅キャンペーン



北岩手
餅&もち作戦(岩手町)



紫波
交通安全コンクール表彰式



江刺
カーブミラー清掃



一関
飲酒運転根絶署名簿の提出



東磐井
交通安全教室



気仙
一日警察署長



遠野
反射材販売普及活動



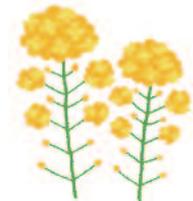
釜石
県下一斉検問街頭活動(大槌)



二戸
世帯訪問(金田一)



県安協
寸劇による交通安全(県警と合同)



交通安全協会へのご入会をお願いします



交通安全協会は、

地域の皆様方の交通安全思想の普及と高揚を図り、岩手県から悲惨な交通事故をなくすことを目指し、

- ▶ 街頭での交通安全の呼びかけ
- ▶ チャイルドシート、交通安全DVD等の貸出し
- ▶ 交通事故の無料相談
- ▶ 反射材・チラシの配布活動
- ▶ 交通安全教育資器材の貸出し

- ▶ 参加体験型交通安全講習会
- ▶ 優良運転者、交通安全功労者の表彰

など**各種の交通安全活動を行っています。**

交通安全協会の活動は、会員皆様方の会費によって支えられています。交通安全協会の活動にご理解をいただき

ご入会をお待ちしております。

いわて被害者支援センターからのお知らせ

交通安全協会は、交通事故の被害者の救済活動をしているいわて被害者支援センターの活動を支援しております。

知らない相手だから話せることもあります。

ひとりで思い悩まず、まずは私たちにお話してください。当センターの専門知識を持つ支援員が親身になってご相談に応じます。被害にあわれた方のご家族やご友人もどうぞ安心してご相談ください。

無料相談

ひとりで悩んでいませんか？
ためらわず、すぐにお電話を。

事件・事故の被害相談

019-621-3751

平日10:30~17:00(土・日・祝日休み)

